

令和6年1月29日		
所 属	福祉課	重層的支援推進担当
所属長	畠山 直樹	高橋 健二
電 話	06-6489-6348	06-6489-6013

全国初 尼崎市・神戸保護観察所・尼崎市保護司会の3者による 「再犯防止の推進に関する連携協定」を締結します

尼崎市は、令和6年1月31日に市内の再犯防止を推進するため全国初となる本市と神戸保護観察所、尼崎市保護司会（以下、3者という）と「再犯防止の推進に関する連携協定」を締結します。

罪を犯した人の中には、貧困や虐待、依存など、さまざまな「生きづらさ」を抱えた人が少なくなく、こうした人の再犯防止及び改善更生のために、法務省は、福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要としています。

本市では令和4年3月に再犯防止推進計画を策定するとともに同年4月から担当課を設置し取り組んでいる重層的支援推進事業の枠組みの中で罪を犯した人の伴走的支援を進めており、神戸保護観察所では令和5年12月から改正後の更生保護法に基づく刑執行終了者に対する援助や更生保護に関する地域援助の取り組みが始まっています。

このような中で、3者が協定を締結することにより、定例的な連携会議等での個人情報を含めた情報共有や多機関連携体制を確立し、それぞれの強みを生かした包括的な支援体制の構築を図り、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともに生きる” まち あまがさき」の実現を目指していきます。

1 協定名称と協定期間

協定名称 「再犯防止の推進に関する連携協定」（別紙参照）

協定期間 令和6年1月31日から3月31日まで（1年毎に更新）

2 主な連携内容

・再犯防止に向けた包括的な支援体制に関すること

定期的に再犯防止を考える連携会議を開催し、3者を中心に、法務省大阪矯正管区、神戸地方検察庁、兵庫県弁護士会、兵庫県地域生活定着支援センターといった司法関係機関と、尼崎市社会福祉協議会で、主に、個別事例の検討を通じた具体的な連携手法や施策の共有、再犯防止の重要性の理解促進を図るための周知啓発の取組を行います。また、個別事例の検討を行う場合には、同会議を社会福祉法第106条の6に基づく支援会議と位置づけ、参加者に法上の守秘義務を課すことにより個人情報の共有を可能とします。

・再犯防止に向けた保護司の活動支援に関すること

・更生保護の周知啓発に関すること

・保護司確保の支援に関すること

3 協定締結式

日 時 1月31日(水) 午後2時～2時30分

場 所 市役所 南館2階 市長室

出席者 尼崎市長 松本 眞

神戸保護観察所長 山田 浩司

尼崎市保護司会長 正岡 康子

再犯防止の推進に関する連携協定書

平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、尼崎市においては令和 3 年に再犯防止推進計画を内包した「あまがさきし地域福祉計画」の策定を行った。この計画の基本理念である「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」の実現を目指していくためには、神戸保護観察所、尼崎市保護司会との連携を一層強化していく必要がある。

このことから、今般、尼崎市（以下「甲」という。）、神戸保護観察所（以下「乙」という。）及び尼崎市保護司会（以下「丙」という。）による再犯防止施策の推進に向けた連携強化のため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定書は、尼崎市における再犯防止を推進するため、甲、乙及び丙が、目的と課題を共有するとともに、お互いを尊重し、適切な役割と責任の分担の下で連携する、協働の取組を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、尼崎市における再犯防止に向けて対話を重ねることと、合意に向けて努力を積み重ねることを基本とし、良好なパートナーシップの形成・保持に努めなければならない。

（連携の内容）

第 2 条 甲、乙及び丙は、尼崎市における再犯防止を推進するため、次の各号に掲げる内容について連携し協力する。

- 一 再犯防止に向けた包括的な支援体制に関すること
- 二 再犯防止に向けた保護司の活動支援に関すること
- 三 更生保護の周知啓発に関すること
- 四 保護司確保の支援に関すること

2 前項の内容を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙の合意をもって決定する。

（役割）

第 3 条 甲、乙及び丙は、再犯防止の推進のために、常に協議し相互の役割を定め、協働する。

2 甲、乙及び丙は、再犯防止に向けて、必要な範囲で、相互が保有する情報の共有を行う。

（守秘義務）

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たって相手方から知り得た支援対象者の個人情報その他の秘密を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第 5 条 本協定に定めのない事項や疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して処理するものとする。

（協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 1 カ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 3 通作成し、甲、乙及び丙が各々記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和6年1月31日

- 甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 市長 松本 眞
- 乙 兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4番1号
神戸保護観察所
代表者 所長 山田 浩司
- 丙 兵庫県尼崎市北城内48番2号
尼崎市保護司会
代表者 会長 正岡 康子